

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和2年5月21日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和2年5月21日（木） 午前11時26分 開会
午前11時31分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	福住礼子	副委員長	弘 豊	委員	森西 正
委員	檜村一臣	委員	香川良平	委員	光好博幸
議長	村上英明	副議長	増永和起		

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局次長 溝口哲也
同局主幹兼総括主査 香山叔彦 同局書記 速水知沙
同局書記 織田裕太

1. 案件

新型コロナウイルス感染症に係る議会運営の対応について

(午前11時26分 開会)

○福住礼子委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、檜村委員を指名します。

それでは、新型コロナウイルス感染症に係る議会運営の対応について協議します。

新型コロナウイルス感染症に係る議会運営の対応については、前回の本委員会で委員長案をお示しさせていただき、ご意見を頂いた中、一度、各会派へ持ち帰っていただきました。

その後、各会派でご協議いただくに当たり、ご意見を踏まえた修正案をお配りしたところですが、本日、改めて修正箇所の説明をさせていただいた後、ご意見等ありましたらお伺いしたいと思います。

それでは、新型コロナウイルス感染症発生時の議会運営の対応について(案)をご覧ください。

まず、前回の本委員会でご意見がございました濃厚接触者についてですが、定義が多岐にわたり、判断が難しくなることから、感染者のみに絞る形で修正させていただいております。

次に、ケースのうち、議員の定足数を満たさない場合の対応についてですが、感染症拡大防止対策の徹底はどのケースにおいても必要となるため、バーから丸に表記を変更しております。

次に、表の下の注釈についてですが、感染者の定義について追加するとともに、記載できない様々なケースについては、適宜、本委員会で協議を行う旨を記載しております。

以上、前回お示しさせていただいた案からの変更箇所になりますが、ご意見等はいかがでしょうか。

各会派からのご意見もあわせていただければいいんですが。

森西委員、ございませんか。

○森西正委員 変更した分では、特に異議はございません。

○福住礼子委員長 はい。

香川委員。

○香川良平委員 異議ございません。

○福住礼子委員長 はい。

光好委員。

○光好博幸委員 同じく、濃厚接触とか、なかなか判断が難しいところがあるので、こちらの修正案で異議ございません。

○福住礼子委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 特に異論ということはないんですけども、最初、ちょっと濃厚接触者の定義のところでの話があったときに、濃厚接触者といっても家族ぐらいまでのところではできないのではないかなっていうふうな形で思ってたんですけど、結局、市民の方とかで感染者がいて、その市民と何日か前に濃厚接触をしている職員がいたり、議員がいたりとかっていうふうなケースもあるかと思うんですけど、今、感染者自身が、なかなか個人情報の問題も含めて、分からないというふうなケースもありますので、なかなかそこを区切ってしていくというふうなことがやっぱり結局は難しいのではないかなということ踏まえて、やっぱりその場その場で合ったケースに応じて対応を考えるために協議するという形になって、それでいいのかなと思います。

○福住礼子委員長 はい。

弘委員。

○弘豊委員 この案で問題ないということで会派内で話してます。

いろいろと基本のルールはこういうふ

うな形で決めつつ、議会運営委員会の中で上記以外の場合も適宜協議するっていうようなことになっているので、「状況により実施」とかいう場合にも、やっぱり協議の中でその都度対応を考えていくっていうふうなことでやっていくので、問題ないという考えです。

○福住礼子委員長 はい、ありがとうございます。

それぞれ皆様、各会派からのご意見頂きまして、公明党といたしましても、今回の内容で分かりやすくなったということで、特に意見はございませんでしたので、皆様のご意見を反映させていただきまして、この内容で決定をさせていただきたいと思っております。

なお、本日決定しました対応については、後日、委員長名で全議員に配付をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時31分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 福住礼子

議会運営委員 檜村一臣